

FP5 タックスプランニング（平成30年度版）

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

- ・ 1 ページ 序章 タックスプランニングの意義 (1) パーソナルファイナンスにおけるタックスプランニングの意義
下から 10 行目

(誤) ~ライフプランニング的視点でシミュレーションしたのが図表-1 である。

→ (正) ~ライフプランニング的視点でシミュレーションしたのが図表-2 である。

- ・ 3 ページ 上から 2 行目

(誤) この税負担も含めた生涯キャッシュフローのモデルが図表-2 である。

→ (正) この税負担も含めた生涯キャッシュフローのモデルが図表-1 である。

- ・ 103 ページ 第 2 章 個人の所得にかかる税金 その 1 所得税 第 8 節 開廃業の諸手続き

(2) 青色事業専従者給与と専従者控除 図表 2-54 事業を行う居住者の所得税額

イ) の場合 夫 所得控除額

配偶者控除 (誤) 380,000 → (正) 0

課税総所得金額 (誤) 19,470,000 → (正) 19,850,000

所得税額 (復興特別所得税額含む) (誤) 5,096,800 → (正) 5,252,000

所得税額合計 (誤) 5,096,800 → (正) 5,252,000

- ・ 175 ページ 第 4 章 法人の所得にかかる税金 その 1 法人税

第 3 節 法人税の課税標準と法人税額の計算 12. 引当金 (1) 貸倒引当金

④一括評価債権の繰入限度額 a) 実績繰入率による場合

・ 実績繰入率

正しくは次のとおり。

$$\left(\begin{array}{l} \text{各事業年度における貸倒損失の合計額} \\ + \text{個別評価分の引当金繰入額} \\ - \text{個別評価分の引当金戻入額} \end{array} \right) \times 12 / \text{左の事業年度の月数}$$

当期首前 3 年以内に開始する各事業年度末の一般売掛債権等の合計額 / 左の事業年度の数